

1. 申請方法

仮使用承認の申請は、一の製造所等毎に行い、仮使用承認申請書の記載要領等については、第2編（P29～P30）を参照すること。

提出部数は、2部提出とすること。

2. 基本的事項

仮使用承認申請書の添付書類は、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類とされているが、これは以下の図書とし、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要しない。

(1) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

(2) 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

なお、(2)の工事工程表には、工程毎の詳細を示す必要はなく、工事工程の重なり等により安全性が低下しないことを確認できるもので足りること。(例えば、消火設備の配管等のつなぎ込み等により一時的に消火設備等が使用不能となる等、別途安全対策を講ずる必要性の有無を確認するためのもの)

3. 承認事項

(1) 承認の対象

① 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない場合とし、かつ、工事内容、期間及び規模等の実体に応じて次の安全対策等が講じられているものを承認対象とする。

ア 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組み込まれていること。

イ 安全管理組織

(ア) 施設事業所側と元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 工事関係者と危険物施設の運転関係者との間における工事の開始・終了の連絡、進捗状況及び危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

(ウ) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止及び早期発見のための巡回等管理体制が明確にされていること。

(エ) 災害発生時又は施設に異常が発生した場合など、緊急時における対策等が確立されていること。

ウ 仮使用承認に伴う安全対策

(ア) 工事場所は、安全上十分な空地を確保し、工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とは、工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

(イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物等による事故防止のための有効な措置が講じられていること。

(ウ) 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性蒸気又は可燃性ガスの除去及び工事部分以外の部分と連絡している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断措置が講じられていること。

(エ) 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等、有効な措置が講じられていること。

エ 火気管理

火気（溶接・溶接火花、電気火花等）を発生し又は発生するおそれのある工事は、必要最小限度で行うものとし、次の措置が講じられていること。

(ア) 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

(イ) ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

(ウ) 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

オ 照明及び換気

工事に用いる照明機器は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気を十分に行うこと。

カ 仮設設備等

防火扉、排水溝、油分離槽等を撤去し、又は機能阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

キ その他

その他工事の内容に応じた保安措置を講じること。

(2) 承認の認められない対象

① 火災予防上、危険であると認められる場合

② 変更工事により、仮使用承認部分が法第10条第4項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなると認められる場合

③ 製造所等の全部に変更工事に係る作業がおよぶものと認められる場合

④ 定期修理を行う場合

ただし、特別な事情により危険物の除去が物理的に不可能であり、かつ、安全が確保できる場合は除く。

⑤ 移動タンク貯蔵所の変更工事に係る場合

(3) 承認申請の時期

① 仮使用承認申請は、原則として変更許可申請と同時に行うこと。

② 仮使用の承認を受けた製造所等において、完成検査を受ける前に別途変更許可申請をした場合の仮使用承認にあつては、再申請が必要となる。ただし、仮使用部分の範囲に変更がないものにあつては、この限りでない。

③ 同一施設における複数の変更工事に係る仮使用にあつては、5を参照すること。

(4) 仮使用の承認期間

仮使用の承認期間は、仮使用の承認を受けた日から、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

(5) 掲示板

仮使用の承認を受けて仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済		↑ 25cm 以上
製造所等の別・区分		
承認年月日番号	年 月 日第 号	↓
承認行政庁名	○ ○ ○ ○	

← 35cm以上 → *文字は黒色
*地は白色

4. 添付図書

添付図書は次によること。

N O	添付図面等
1	仮使用工事明細書
2	仮使用の承認を受ける範囲を示した図面
3	工事中の火気管理等の安全対策

5. 複数の変更工事に係る仮使用

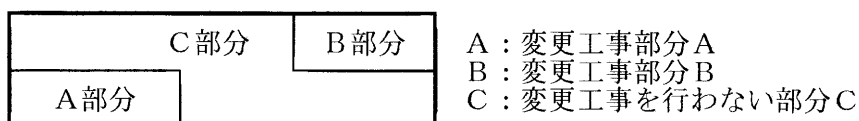
(1) 仮使用承認範囲の基本的事項

仮使用承認範囲は、原則として工事部分以外の部分で、当該工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合とし、かつ、工事内容、期間及び規模等の実態に応じて次の安全対策等が講じられている部分であり、仮使用承認範囲の基本的事項は、次のとおりとする。

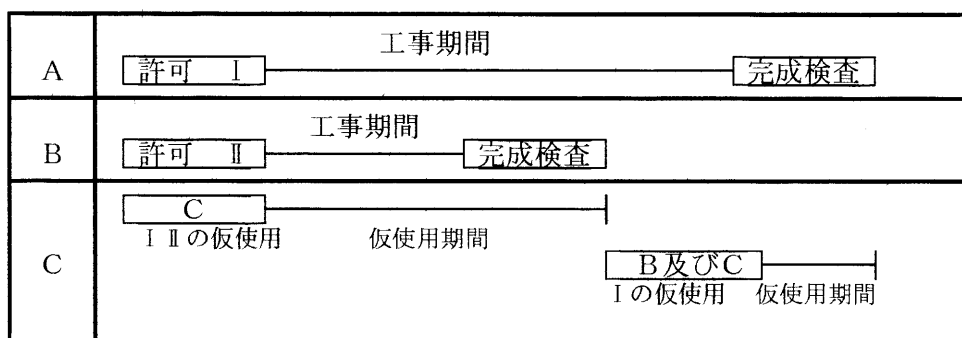
- ① 危険物エリア内（施設内）で工事を行う場合は、工事部分以外のエリアを仮使用承認範囲とする。
- ② 危険物エリア以外で工事を行う場合（危険物エリア外の配管工事等）は、基本的に危険物施設全体が仮使用承認範囲となるため、危険物エリア外の配管工事に係る複数の変更許可があった場合は、工事期間毎の仮使用承認とすること。
- ③ 移送取扱所については、上記②と同様な考え方で、仮使用承認を行うこと。
- ④ 一の施設内における仮使用承認は、複数の変更許可であっても、変更許可数に関係がなく、原則として常時1件の仮使用承認が有効な承認方法とすること。ただし、仮使用承認申請書の添付書類によって工事期間及び工事範囲が明確となっている場合は、当該複数の変更許可申請に対して同時にそれぞれの仮使用承認を行うことができる。

(2) 複数の変更工事に係る仮使用承認例

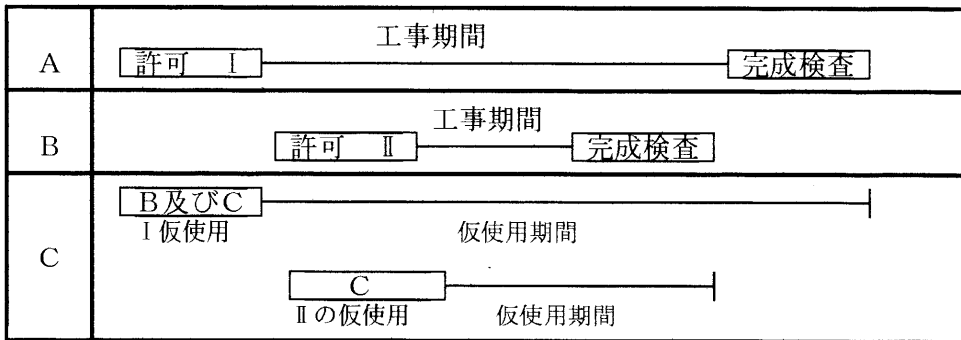
① 危険物エリア内の変更工事



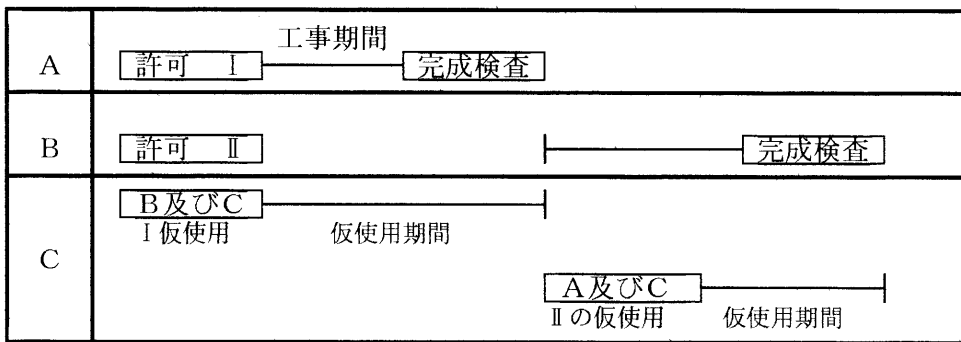
ア 工事が重複する変更許可の仮使用承認例



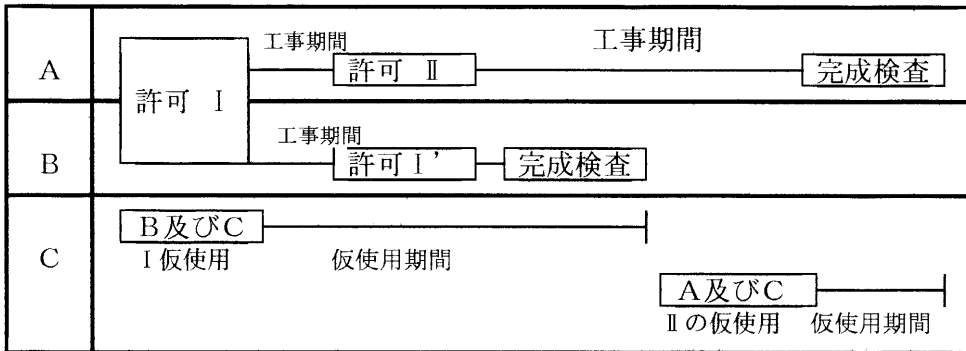
イ 工事が重複する複数の変更許可の場合で、後から申請された変更許可が先に完成検査を受ける場合の承認例



ウ 工事が重複しない複数の変更工事がある場合の承認例



エ 複数の変更工事について、一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）で、諸般の理由により一の変更許可を複数に分割して工事が終了した部分の完成検査を受検する場合の承認例



オ 複数の変更工事について、一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）で、諸般の理由により追加の変更許可が生じた場合の承認例

